

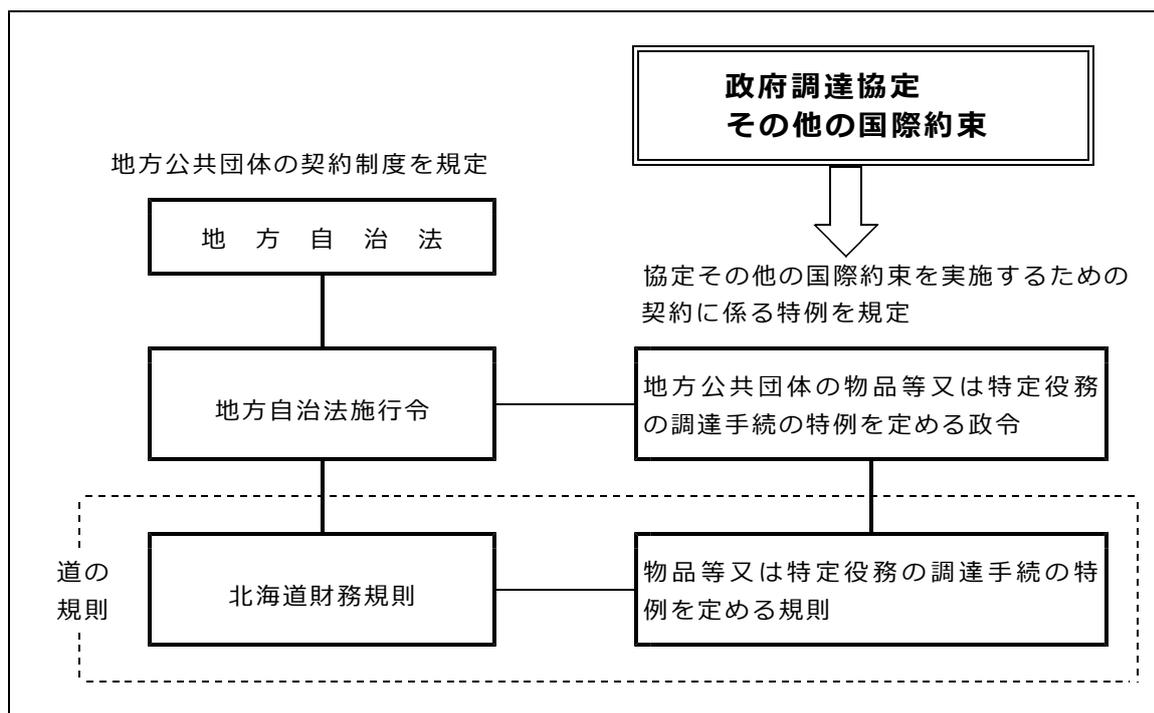
# 「北海道特定調達契約等苦情検討委員会」の概要

資料 1 - 1

項 目	内 容
委員会の設置根拠	1 北海道特定調達契約等苦情検討委員会条例 2 「2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書」第18条
委員会の所掌事項	1 特定調達契約等に関して申し立てられた苦情の検討 2 検討の結果に基づく報告書等の作成
委員会の概要	1 委員会の構成 委員5人以内で組織 2 委員長 委員の互選により決定 3 任期 2年間（再任を妨げない） 4 委員会の成立 委員の1/2以上の出席で成立 5 議 決 出席委員の過半数
苦情申立ての処理手続（概要）	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">苦情申立人</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: fit-content;">           (例) ①契約の相手方となった者            ②入札に参加した者（一般競争入札に参加した者など）            ③入札に参加する予定はあったが、参加しなかった者         </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin: 10px 0;"> <div style="text-align: center;">           ↑            苦情申立て（文書による）         </div> <div style="text-align: center;">           ↓            検討結果報告書等の送付         </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;"><b>苦情検討委員会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申立（苦情）内容の検討等【受理した場合】</li> <li>・ 検討結果報告書の作成</li> <li>・ 是正案等の作成（必要と認める場合）               <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                 1) 新たな調達手続を実施                  2) 調達条件を変えず再度調達                  3) 調達を再審査                  4) 他の供給者と契約締結                  5) 契約を破棄               </div> </li> </ul> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin: 10px 0;"> <div style="text-align: center;">           ↓            検討結果報告書等の送付         </div> <div style="text-align: center;">           ⇨ 申立ての却下            （申立の要件を満たさない場合）            ①遅れて申立てが行われた場合            ②協定等と無関係な場合            ③軽微な又は無意味な場合            など         </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;"><b>発注機関</b> （道、地方独立行政法人）</p> </div> </div> <p>○苦情申立ての事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協定等に違反して物品の銘柄を指定して手続が行われた場合</li> <li>・ 協定等に違反して落札者を決定する手続が行われた場合</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## ○苦情検討委員会における審議

苦情検討委員会は、苦情申立てがあった特定調達契約が次の協定や法令に違反していないかについて審議を行う。



## ○適用となる契約及び額（令和4年4月1日から令和6年3月31日までに締結する調達契約に適用）

区 分	額
(1) 物品等の調達契約	3,000万円
(2) 特定役務のうち建設工事の調達契約	22億8,000万円
(3) 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	2億2,000万円
(4) 特定役務のうち上記以外の調達契約 ※	3,000万円

※ 特例政令第3条に規定する特定役務の例

- ・ 自動車の保守及び修理のサービス
- ・ 金属製品、機械及び機器の修理のサービス
- ・ 建築物の清掃サービス
- ・ 電子計算機サービス及び関連サービス
- ・ 航空運送サービス
- ・ クーリエ・サービス
- ・ 市場調査及び世論調査のサービス
- ・ 広告サービス
- ・ 出版及び印刷のサービス
- ・ 教育サービス
- ・ 汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス
- ・ 映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス

など